

2020/〇/〇

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 御中

事業主名	ご参考商事株式会社
代表者名	参考 太郎 ㊟

給与内枠方式全員選択制 確定拠出年金規約作成依頼書

確定拠出年金規約の作成にあたって必要な事項を下記の通りご連絡しますので、規約の作成及び申請手続きをお願いします。

記

1. 制度導入希望年月日

西暦 2021 年 1 月 1 日

-----【追補版】-----

マッチング拠出実施有無	無
資格喪失年齢引き上げ実施有無	有

資産移換有無 無

2. 事業主情報

事業主情報について、ご記入ください。

以下の項目は、確定拠出年金規約の作成に必要な情報に加え、契約書の作成などの事務手続きに必要な情報も含まれております。

登記名称…謄本の表示通りにご記入ください。

(フリガナ) ゴサンコウショウジ カブシキガイシャ

ご参考商事株式会社

(ただし、ビル名は一文字空け、

登記住所…謄本の表示通りにご記入ください。 都道府県名は必ず入れる)

(フリガナ)

〒

電話番号(代表)

代表者肩書き

代表取締役

代表者氏名…謄本の表示通りにご記入ください。

(フリガナ)

業種/事業内容

決算日

月 日

名称(略称)…15文字以内にご記入ください。(通常は、「株式会社」等を省略します)

(フリガナ)

連絡先情報…普段のご連絡等の郵送先をご記入ください。

(フリガナ)

〒

ご担当者情報

所属	総務部
肩書き	
氏名+(フリガナ)	
メールアドレス	

TEL(連絡先)	
FAX(連絡先)	

厚生年金被保険者数	40 名
確定拠出年金加入者数見込	20 名

厚生年金適用事業所の名称・所在地…いずれかに○印をご記入ください。
 (厚生年金の「保険料納入告知額・領収済額通知書」にてご確認ください)
 (③の場合には、その内容も続けてご記入ください)

	① 前記の登記名称、登記住所と同一であり、かつ1場所のみである。
	② 前記の登記名称、連絡先住所と同一であり、かつ1場所のみである。
○	③ どちらでもない。⇒下記に事業所ごとに内容をご記入ください。

(上記で③の場合のみ、このページの以下に事業所ごとにご記入ください)

(フリガナ) 事業所 名称
(フリガナ) 〒 事業所 所在地

(フリガナ) 事業所 名称
(フリガナ) 〒 事業所 所在地

(フリガナ) 事業所 名称
(フリガナ) 〒 事業所 所在地

(フリガナ) 事業所 名称
(フリガナ) 〒 事業所

所在地

3. 加入者の範囲

【原則】

確定拠出年金では、60歳未満の厚生年金被保険者は、試用期間中の従業員や役員も含め、原則として全員が加入対象ですが、下記の通り選択制とすることも可能です。

【加入対象からの除外(代替措置が必要)】

一定の資格要件を定めて加入対象から除外できるのは、以下の①～④に限られ、加入者とならない者については代替措置を設ける必要があります。

①職種

研究職、営業職、事務職等、会社規則(就業規則類)において給与・退職金等の労働条件が別に規定されていることが必要です。役員や管理職も職種として認められます。

②勤続期間

一定の勤続期間以上(または未満)の従業員のみ加入者とすることができます。

③年齢

制度開始時において50歳以上の一定の年齢による区分は可とされています。

- ・「50歳以上」を対象外とすることは認められます。(確定拠出年金での運用期間が短いことや加入期間の関係で定年退職時に給付が受けられないという制約が確定拠出年金にあるためです。)
- ・「50歳超の年齢以上」を対象外とする場合には、その合理的な理由の説明が求められます。

制度開始以降、中途採用者(加入者資格取得時)において50歳以上の一定の年齢以上を対象外とする場合は、転職者のポータビリティを確保するという理由より、「選択制」とする必要があります。

④希望する者(選択制)

確定拠出年金への加入を希望する者のみを加入者とすることができます。

ただし、加入後に任意で脱退し、他制度(前払退職金等)に変更することはできません。他制度を選択後、確定拠出年金に変更することは、規約に定めれば可能です。導入時の経過措置として、退職予定者(制度施行日において〇〇年〇月までに退職を予定している者)を選択制とすることもできます。

【加入対象からの除外(代替措置が不要)】

嘱託、臨時雇用(いわゆるパート職員を含む。)等で、労働条件が他の従業員と著しく異なる場合は、代替措置不要とすることができます。

- ・労働条件が著しく異なるか否かは給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の有無等を基準に個別判断となりますが、無期雇用の場合は正社員と同等とみなされ、代替措置不要とする場合は更に厳しく判断されます。
- ・準社員、契約社員等の名称の者を対象外とする場合も、同様に労働条件の違いにより判断されます。

雇用期間が3年未満ということが雇用契約等により確実に見込まれる者については、規約に定めれば代替措置不要とすることができます。

就業規則に定める試用期間中の者も除外できますが、代替措置が必要となります。
役員を除外する場合は、代替措置は不要です。

(1) 加入対象職種及び除外職種…就業規則類記載の職種はすべてご記入ください。

職種名 (就業規則上の名称)	加入/ 除外	現在の 在籍人数	60歳未満の厚生 年金被保険者数	確定拠出年金 加入者数見込
役員	加入	4名	2名	2名
加入を希望する者	加入	39名	38名	18名

- 各職種を規定し、その雇用期間等の雇用条件を定めている就業規則類をご提出ください。
- 就業規則類は、確定拠出年金の加入対象としない職種についても必要です。また、就業規則類を作成していない職種(パートタイマー、契約社員等)の場合、雇用契約書や雇入通知書の雛型(または使用見本)を代りにご提出ください。
- 役員を除外する場合、「役員就業規則」をご提出ください。
(無い場合、役員に限り省略可)

記入例

職種名 (就業規則上の名称)	加入/ 除外	現在の 在籍人数	60歳未満の厚生 年金被保険者数	確定拠出年金 加入者数見込
役員(使用人兼務役員は除く)	加入	3名	1名	1名
従業員	加入	11名	11名	11名
嘱託社員	除外	0名	0名	0名
契約社員	加入	2名	2名	2名
パートタイマー	除外	3名	2名	0名

(上記で代替措置必要職種を除外する場合のみ、以下の項目にもご記入ください)

※通常は記入不要です。

除外職種に設定する代替措置…いずれかに○印をご記入ください。

	① 前払退職金(給与に上乗せ)
	② 退職一時金(退職時に支給)
	③ その他⇒

(2) 当初加入を希望しなかった者のその後の加入タイミング

○	毎月1日
	年 回 (右記の月の1日) 月 月 月 月
	その他(下記に具体的にご記入ください)

(3) 制度開始時50歳以上の一定の年齢以上を加入対象外とする場合、ご記入ください
(代替措置は前払退職金となります)

制度開始時において、一定年齢(満 歳)以上の在籍者を除外する。
--

(4) 上記以外の加入資格要件(勤続期間等)を定める場合、ご記入ください。
(代替措置は前払退職金となります)

--

(5) 「前払退職金」の呼称を変更したい場合、ご記入ください。

給与選択金

4. 掛金の設定方法

確定拠出年金の選択掛金(毎月の拠出金)は、自由に設定できますが、月額 55,000円(他の企業年金がある場合は 27,500円)が上限となります。
 なお、拠出開始後の拠出中断(掛金をゼロ円にすることは、次ページの休職期間中の場合を除き、できませんので、ご注意ください。

(1) 選択掛金の内容

3,000 円～	54,000 円の	1,000 円刻み
その他の場合、下記に具体的にご記入ください。		

(2) 選択掛金額変更のタイミング

○	毎月1日	
	年	回(右記の月の1日)
	月	月 月 月 月
	その他(下記に具体的にご記入ください)	

(3) 掛金への管理手数料の上乗せ

○	① 【推奨】管理手数料を上乗せします。 ※管理手数料は事業主負担となります。毎月拠出する掛金額は、上記(1)の掛金額と管理手数料の合計額となります。
	② 管理手数料を上乗せしません。 ※管理手数料は加入者負担となります。毎月拠出する掛金額は、上記(1)の掛金額となります。

【管理手数料の上乗せについて】…以下、消費税率を10%として説明しております。

以下の管理手数料(1名あたり月473円)が毎月拠出する掛金(初回掛金を除く)から徴収されますので、管理手数料は加入者負担となります。

・運営管理手数料: 1名あたり月380円 + 消費税 = 月418円

・資産管理手数料: 1名あたり月 50円 + 消費税 = 月 55円

(合計) 月473円/1名

そのため、事業主が管理手数料を負担する場合には、管理手数料相当分を掛金に上乗せして拠出することで対応可能です。

(注1) 管理手数料を上乗せした金額が拠出限度額(月額55千円もしくは27.5千円)以内とする必要があります。

(注2) 拠出中断中の管理手数料は、加入者の年金資産から徴収されます。(事業主負担とできません)

(注3) 運営管理手数料は、運営管理機関(あいおいニッセイ同和損保、JIS&T、野村証券)の管理手数料です。

資産管理手数料は、資産管理機関(野村信託銀行)の管理手数料です。

5. 休職中の拠出中断

確定拠出年金の掛金は、休職しても毎月拠出するのが原則ですが、自己都合(業務外の傷病、公職等)による休職や育児休業・介護休業の場合で「無給」となる期間については、規約に規定することで掛金の拠出を中断することができます。

以上のような取扱いをする場合は、該当する規程の提出が求められます。また、規程には、休職期間の定義が明記されていること、当該期間中は無給であることが明記されていることが必要です。

- ・ 会社都合(業務上の傷病、出向、社命等)の場合は、掛金の拠出を中断できません。
- ・ 休職取得月から復職月の前月までの期間の掛金拠出が中断されます。
- ・ 産前・産後休暇は中断不可です。

休職中の掛金拠出を中断をする場合、その内容を記入例に従ってご記入ください。

する / しない	拠出中断する期間	休職期間を定めている規程	無給であると定めている規程
		その条文	その条文
する	休職期間	就業規則	就業規則
		第49条	第50条
する	育児休業期間	育児・介護休業規程	育児・介護休業規程
		第2条	第11条
する	介護休業期間	育児・介護休業規程	育児・介護休業規程
		第3条	第11条

記入例

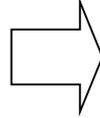
する / しない	拠出中断する期間	休職期間を定めている規程	無給であると定めている規程
		その条文	その条文
する	休職期間	従業員就業規則	給与規程
		第24条	第18条
する	育児休業期間	育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規程	育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規程
		第5条	第7条
する	介護休業期間	介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規程	介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規程
		第10条	第12条

6. 退職給付制度の改定

制度改正前後の退職給付制度の状況をご記入ください。

※厚生年金基金に加入している場合、基金名称もご記入ください。

<改正前の制度>		<改正後の制度>	
○	なし	○	確定拠出年金(※)
	中小企業退職金共済		中小企業退職金共済
	退職一時金制度		退職一時金制度
	厚生年金基金		厚生年金基金
	その他		その他
		(※)確定拠出年金制度を定める規程の名称⇒ライフプラン給付規程 「退職準備給付」の呼称を変更する場合⇒ライフプラン給付	



ご参考

事業主様へ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

以下の規約事項につきましては、弊社にて最良と考えられる内容に統一しております。

- (1) 運営管理機関及び資産管理機関
- (2) 事業主掛金の納付時期
- (3) 運用商品の種類
- (4) 個人別管理資産額の通知
- (5) 給付の種類、年金・一時金の支給方法
- (6) 事務費の内容及び負担方法

詳細は後述の通りですが、以下の4点につきましては、特にご留意願います。

年金資産は60歳まで引き出すことは原則できません。

確定拠出年金制度は、さまざまな税制優遇メリットが認められている関係で、年金資産は60歳まで引き出すことは原則できません。従って、退職時に退職金として現金を支給することは原則できません。

制度運営には、各種事務費が掛かります。

確定拠出年金制度の運営や投資教育を担う運営管理機関、年金資産の管理・保全を行う資産管理機関、各種事務手続きを代行する総合型規約の代表事業主に対して、事業主様又はご本人には費用をご負担していただく必要があります。

制度実施にあたり、各種契約を締結します。

運営管理機関、資産管理機関及び総合型規約の代表事業主と、各種業務委託に係わる契約を締結していただく必要があります。

制度運営には、各種事務ルールがあります。

制度運営にて、掛金及び事務費を毎月定められた期限内に支払うなど、所定の事務マニュアルに従い、事務手続きを励行していただく必要があります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1) 運営管理機関及び資産管理機関**a. 各業務の実施機関**

業務内容	実施機関
・運用商品の選定及び加入者等への提示	【運営管理機関】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
コールセンター・インターネットによる ・運用商品に係る情報の提供 ・加入者等に関する事項の通知	【あいおいニッセイ同和損害保険の再委託先】 野村証券株式会社
・加入者等に関する事項の記録、保存及び通知 ・加入者等の運用指図の取り纏め等 ・給付を受ける権利の裁定	【あいおいニッセイ同和損害保険の再委託先】 日本インベスター・ソリューション・アンド・ テクノロジー株式会社 (JIS&T)
・事業主からの掛金の受入れ ・加入者等の運用指図に基づく運用商品の売買 ・年金資産の管理・保全 ・受給者への年金・一時金の支給	【資産管理機関】 野村信託銀行株式会社

b. 契約書の締結

上記業務の実施に当たり、事業主様におかれましては、以下の契約を締結することが法令等により義務付けられております。

- ① 運営管理業務の委託契約(あいおいニッセイ同和損害保険との契約)
なお、再委託先である野村証券及びJIS&Tとは、弊社にて別途契約を締結しております。
- ② 資産管理契約(野村信託銀行及び総合型規約の代表事業主との契約)

契約手続きにつきましては、確定拠出年金制度施行後に弊社よりご案内いたします。

また、各種事務手続きを代行する総合型規約の代表事業主とも、別途契約を締結していただきます。

(2) 事業主掛金の納付時期

資産管理機関(野村信託銀行)への掛金の納付は毎月25日(金融機関の非営業日の場合は前営業日)です。ただし、毎月の掛金は代表事業主が取り纏めて納付する関係で、納付期限(口座振替日)・納付先は以下の通りとなります。

・納付期限 : <口座振替日> 毎月12日(金融機関の非営業日の場合は翌営業日)
・納付先 : 総合型規約の代表事業主

(3) 運用商品の種類

・元本確保型商品: 保険商品
・投資信託(国内株、円債、外株、外債、マルチアセット)

詳細(商品ラインナップ)につきましては、別途ご案内の通りです。

(4) 個人別管理資産額の通知

<p>・通知方法 : 各加入者の年金資産残高、期間内の取引状況等を記載した封書「お取引状況のお知らせ」をJIS&Tから各事業主様宛に一括送付</p> <p>・送付時期 : 4月(3月末時点の内容) 及び 10月(9月末時点の内容)の年2回</p>

(5) 給付の種類、年金・一時金の支給方法

a. 給付の種類

法令通り、以下の4種類としています。

- ① 老齢給付金(年金または一時金での支給)
- ② 障害給付金(年金または一時金での支給)
- ③ 死亡一時金
- ④ 脱退一時金

<各給付の給付要件>

老齢給付金の給付要件	<p>加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る)は、60歳に達したとき、通算加入者等期間が10年以上であれば、60歳以降70歳に達する日の前日までに、老齢給付金の給付を請求することができる。</p> <p>10年未満の場合、請求できる年齢はそれぞれ以下の通りとなる。</p> <table border="1"> <tr> <td><通算加入者等期間></td> <td><受給開始可能年齢></td> </tr> <tr> <td>8年以上10年未満</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>6年以上 8年未満</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>4年以上 6年未満</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>2年以上 4年未満</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>1年以上 2年未満</td> <td>満65歳</td> </tr> </table>	<通算加入者等期間>	<受給開始可能年齢>	8年以上10年未満	満61歳	6年以上 8年未満	満62歳	4年以上 6年未満	満63歳	2年以上 4年未満	満64歳	1年以上 2年未満	満65歳
<通算加入者等期間>	<受給開始可能年齢>												
8年以上10年未満	満61歳												
6年以上 8年未満	満62歳												
4年以上 6年未満	満63歳												
2年以上 4年未満	満64歳												
1年以上 2年未満	満65歳												
障害給付金の給付要件	<p>加入者または加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る)が、一定の障害状態となった場合、70歳に達する日の前日までに障害給付金の給付を請求することができる。</p>												
死亡一時金の給付要件	<p>加入者または加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る)が、死亡した場合、死亡一時金をその者の遺族に給付する。</p>												
脱退一時金の給付要件	<p>加入者であった者の個人別管理資産額(事業主に返還すべき資産を控除した後の金額)が15,000円以下の場合、加入者資格喪失後6ヶ月以内に脱退一時金の給付を請求することができる。</p> <p>* その他特殊なケースで国民年金基金連合会に脱退一時金の給付を請求することができる。 (担当者にお問い合わせください)</p>												

上記の通り、老齢給付金は60歳まで引き出すことはできず、脱退一時金を受領できる要件も限られています。

b. 年金・一時金の支給方法

老齢給付金及び障害給付金は、以下の選択肢から受給権者が自由に決められます。

年金・一時金の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢給付金(または障害給付金)の請求を行う者は、次のうちいずれかまたは両方を選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 年金による老齢給付金(または障害給付金) (2) 一時金による老齢給付金(または障害給付金) ・年金による給付期間は、給付の請求時に、受給権者が「5年」「10年」「15年」「20年」のうちから、いずれかを選択できる。 ・老齢給付金(または障害給付金)の請求を行う者が一時金を選択する場合は、請求と同時に、個人別管理資産額のうち一時金で受取る割合を「25%」「50%」「75%」「100%」のうちから選択する。
年金の支給回数を選択	<p>年金は、受給権者が次のうちから年間支給回数を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 年間支給回数 1回 (支給月は12月) (2) 年間支給回数 2回 (支給月は6月、12月) (3) 年間支給回数 4回 (支給月は3月、6月、9月、12月) (4) 年間支給回数 6回 (支給月は偶数月)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始後5年経過した場合、残りの年金資産を一括受取りすることができる。 ・5年ごとに年金の支給方法を変更することができる。(障害給付金のみ)

(6) 事務費の内容及び負担方法

確定拠出年金制度の運営や投資教育を担う運営管理機関、年金資産の管理・保全を行う資産管理機関に対して、以下の通り、事業主又は本人に費用をご負担していただく必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理費用は本人負担 ・資産管理費用は本人負担 ・投資教育費用は事業主負担 ・運用商品に係る費用は本人負担 |
|--|

ただし、前記「4. 掛金の算定方法」にてご説明の通り、掛金に管理手数料相当分を上乗せいただいた場合、負担方法は、事実上 以下の通りとなります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理費用は事業主負担(ただし、運用指図者分及び移換手数料は本人負担) ・資産管理費用は事業主負担(ただし、運用指図者分及び移換手数料は本人負担) ・投資教育費用は事業主負担 ・運用商品に係る費用は本人負担 |
|--|

なお、各種事務手続きを代行する総合型規約の代表事業主への業務委託手数料につきましては、事業主負担となります。

以上

